

平成29年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会議事録

日時：平成29年9月5日（火）

午後3時から5時まで

場所：宮城県行政庁舎第一会議室

1 開会

ただいまから、平成29年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を開会いたします。はじめに、当委員会の委員の交替がございましたのでお知らせいたします。株式会社河北新報社編集局夕刊編集部担当部長兼論説委員会委員 佐藤 理絵委員におかれましては、平成29年3月31日付けで辞任され、新たに株式会社東日本放送執行役員（国際担当）兼報道制作局政策部長兼アナウンス部長 長谷部 牧委員が就任されていらっしゃいます。また、株式会社日本政策金融公庫仙台支店国民生活事業東北広域営業推進室長 鎌田 彰委員におかれましては、平成29年3月31日付けで辞任され、新たに、株式会社日本政策金融公庫仙台支店国民生活事業東北広域営業推進室長 松重 有祐委員が就任されたところでございます。また、特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる理事 金子 知苗委員におかれましても、平成29年3月31日付けで辞任され、新たに特定非営利活動法人杜の伝言板ゆるる、みやぎNPOプラザ副館長 堀川 晴代委員が就任されたところでございます。どうぞよろしく願いいたします。本日は、高浦委員、西出委員、菊地委員が所要のため欠席されるとの連絡を頂いているところでございます。本日の委員会でございますが、12名中9名の委員が 出席いただいております、運営要綱に基き、委員の半数以上の委員が出席しておりますことから、有効に成立していることをご報告いたします。なお、本日傍聴されている方はいらっしゃいませんが、本委員会は公開されることとなっているところでございます。議事録につきましては、後日皆様に内容を確認させていただき、公開することとしておりますので御協力をお願いいたします。ここで、当委員会の開会にあたりまして、環境生活部 吉田次長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

宮城県環境生活部の吉田と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。平成29年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会の開催にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。本日は、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。このたび、新たに就任されました長谷部委員、松重委員、堀川委員の皆様におかれましては、委員御就任を快くお引き受けいただき、誠にありがとうございました。また、委員の皆様には、日頃から本県のNPO活動の促進につきまして、多大な御協力をいただいておりますことに対しまして、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げる次第でございます。

さて、東日本大震災から6年半が経過いたしました。県では、平成26年度から平成29年度の4年間を宮城県震災復興計画の再生期に位置づけ、被災者の支援と震災からの復興を更に進めることを県政の最優先課題として取り組んでおります。

今年度はその最終年度として、復興の本格化に伴う新たな課題に効果的に対応していくために、行政と多様な主体との連携強化や協働推進が一層求められており、NPO活動には益々大きな期待が寄せられているところでございます。

このような中、多様な主体との連携による新しい取組として、県内における地域課題の解決、東日本大震災からの復興等に取組むNPO等へのサポートの充実を図ることを目的といたしまして、県を含めた関係7機関により、先月、「みやぎソーシャルビジネス支援ネットワーク」を創設いたしましたところでございます。ネットワーク構成機関が相互に連携をいたしまして、地域課題の解決や東日本大震災からの復興等に取組むソーシャルビジネスやコミュニティビジネスを運営するNPO等の皆様方を積極的に支援するものでございます。

本日は、第4次宮城県民間非営利活動促進基本計画に基づく施策につきまして、昨年度の実績や今年度の実施状況について、ご審議をいただくこととしております。是非、忌憚のない御意見を賜りますようお願いを申し上げます。

委員の皆様には、宮城県のNPO活動の促進につきまして、改めてご協力をお願い申し上げます。開会のあいさつとさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○進行

改めまして、本日御出席をいただいております委員の皆様を御紹介させていただきます。

お手元の促進委員会の委員名簿の順に委員の皆様のお名前をご紹介します。

本委員会会長の石井山 竜平委員でございます。長谷部 牧委員でございます。

松重 有祐委員でございます。猪股 佳子委員でございます。青木ユカリ委員でございます。

本委員会副会長の宗片 恵美子委員でございます。堀川 晴代委員でございます。渡

邊 桂子委員でございます。中川 政治委員でございます。

委員の皆様どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局を紹介いたします。只今ごあいさつを申し上げました環境生活部次長吉田でございます。参事兼共同参画社会推進課長の小松でございます。最後になりますが、進行を務めさせていただきます共同参画社会推進課 小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、配布資料につきまして、ご連絡させていただきます。あらかじめ資料についてお送りさせていただいているところでございましたが、一部修正及び追加資料等がございましたので、本日はあらためて、一式、机上に配付させていただいております。恐れ入りますが、本日は、そちらを基に御説明をさせていただきますのでどうぞよろしくお願いいた

します。追加資料の部分でございますが、参考資料目次をご覧になっていただければと思います。こちらの①－２宮城県内の特定非営利活動法人の活動分野についてというものと、①－３特定非営利活動法人に多雨する市民への説明要請について、それから、⑤－２の補助事業等一覧の別冊につきまして、あらためて追加した資料となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、不足等あれば事務局の方へ申しつけいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、次第３の議事に移らせていただきます。委員会運営要綱第４状によりまして、会長が議長となりますので、ここからの議事進行につきましては、石井山会長にお願いしたいと存じます。石井山会長、よろしくお願いいたします。

○石井山会長

あらためまして、こんにちは。

司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

この促進委員会としては、久しぶりに大きなお部屋を使わせていただきまして、デラックスで結構なのですが、ただ皆さんの顔が遠いという、そこはちょっとデメリットかなと思います。遠いのですけれども、是非闊達なご意見をたくさんお寄せいただければと思います。

今日、確認すべき内容は、一つには、拠点部会で動きがあったということ、それから吉田次長からお話がありましたように、昨年度の実績のまとめについて、前回は途中経過であったものが、一定のまとまりに至ったということで、そのご報告と、今年度の進捗状況、ということになります。それを基に、次年度以降の要望についても皆様からご意見としていただくと、という流れでございます。

では、議事に進めさせていただきます。

(１) 宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会の開催状況について、事務局からご報告をよろしくお願いいたします。

3 議事

○事務局

事務局の伊勢でございます。説明事項につきまして、着座にてご説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

宮城県民間非営利活動促進委員会拠点部会の開催状況につきまして、説明申し上げます。前回３月の委員会におきまして、２８年度の開催状況についてはご説明いたしましたが、新委員をお迎えしておりますので、重複とはなりますが、平成２９年度の開催状況と合わせて、ご説明申し上げます。

はじめに、本委員会の運営要綱、お手元の参考資料⑨、４０ページ「宮城県民間非営利活

動促進委員会運営要綱」をお開き願います。

要綱第5条の規程でございますとおり、拠点部会は、県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業に関する事項を調査審議するため本委員会に設置されている部会でございます。

この拠点づくり事業でございますが、県が使用しなくなった施設を、活動拠点を求めるNPO等に安価でご活用いただくことで、県内のNPO活動の促進を図る事業で、平成17年より実施しております。

部会では、施設の借受候補団体の選定を審議していただくほか、借受開始後、施設が有効活用されているか等を評価いただいております。実地による調査をあわせて行っていただいております。

お手元の資料1を1枚めくっていただきまして、資料1-1をご覧ください。

現在、拠点として活用している施設は、全部で6施設ございます。

現在、県の遊休施設で民間非営利活動に利用いただくため貸付を行っている施設の位置図でございます。

施設第1号から施設第6号まで6施設がございます。

平成28年度におきましては、白石市にある施設第6号を除く5施設につきまして、貸付を実施いたしました。施設第6号につきましては借受団体を募集しておりましたが、平成28年度中は貸付には至りませんでした。

資料1にお戻りください。

部会の開催状況でございますが、第1回の部会を6月22日に開催いたしました。

議題は、「施設第6号の借受候補団体の審査・選考」でございます。

申請団体の事業計画等の書類及びヒアリングに基づき、審査した結果、農産物の配付事業等を行おうとする事業計画でしたが、具体的な計画が提出資料やヒアリングの結果からは確認できず、事業計画が未成熟であったこと、並びに、団体の事業報告書からは、活動内容及び財務状況等において不備があると認められたことから、選定には至りませんでした。続きまして、第2回でございますが、2月16日に開催いたしました。

議題は、事業実績報告についてでございます。

部会では、施設第2号及び第3号の施設を見学し、借受団体から施設の利用状況について聴取するとともに、施設が有効利用されているか確認した上で、評価いただきました。

施設2号は、てんかんをお持ちの方の社会参加として、近隣の畑で野菜づくりをしながら、集荷作業を行う場として活用されていますが、部会では、野菜づくりが収益事業として成り立ってきており、その結果工賃アップさらには利用者のモチベーションにつながっていることは大きな成果であり、その努力を高く評価するとの意見があった一方、実現に至っていない日中一時支援事業を実現するよう要望が出されました。施設の有効利用という観点では、地域の方々の交流や他団体との連携により施設の可能性をさらに引き出していく

工夫は必要であるとの意見が出されました。

全般的には、地域との交流、関係性を深め、有効活用できるよう今後の事業展開に期待したいとの評価をいただきました。

施設第3号につきましては、地域福祉を推進する事業に利用されていますが、部会では、福祉と市民活動の融合により、当初計画では想定されていなかった新たな試みがなされており、非常に大きな可能性が感じられるとの意見がありました。

具体的には、施設が空く夜間を、当初計画になかった子ども達への学習支援を行うボランティア団体の活動の場にあて、施設の有効活用を図る新たな取り組みがなされておりました。地域の方々の交流の場、居場所として、幅広い世代が一緒に過ごせる場所となっていました。

全般的な評価といたしましては、地域の方々との交流の場として、計画以上の事業が展開されているとし、高い評価をいただきました。今後、関係機関との連携を強化し、地域コミュニティ活動の拠点となるよう引き続き活動の充実が図られるよう期待が寄せられています。

ここまでの、前回ご報告いたしました内容でございます。

次に本年度の開催状況についてご説明いたします。

本年度第1回の部会は、7月12日に開催いたしました。

議題は、懸案となっておりました施設第6号の借受候補団体の審査・選考についてでございます。

施設第6号は、平成27年12月末に貸付期間が終了して以降、新たな借受団体が決まっておりましたが、今般、拠点部会におきまして、新たな借受団体を選定するに至りました。借受団体名は、「特定非営利活動法人ふるたいむ」でございます。

放課後等デイサービス事業、日中一時支援事業に使用する計画となっております。

団体としては、今年6月に設立されたばかりですが、業務経験と事業計画から、事業実現性が見込まれたことから、同団体を選定するに至りました。

なお、事業開始は、サービス事業所としての指定を受けたということでございますので、準備が整い次第、事業をスタートされる予定です。

資料をめくっていただきまして、資料1-2をご覧ください。

各施設の一覧でございます。表の一番右側が、施設第6号となります。9月1日より借受を開始しております。

なお、表中に各施設の貸付料の減免率を記載しております。減免率は、建物の経年劣化の程度等を勘案して、施設ごとに設定されております。

以上が「部会の開催状況について」でございます。

○石井山会長

ありがとうございます。県としては、6つの施設をNPOに廉価で貸し出しておりますが、うち1つが空いておりますところ、この7月に白石にある施設について、審査が行われ、貸出先が決まったということです。この第6号施設については、なかなか希望者が現れず、現れてもすぐわないということが重なり、入居者が決まらずにいました。このたび決まったのは、「ふるたいむ」という団体でして、障害児者の方々のための放課後等のデイサービスで使われるということです。女性の雇用が広がる中で、放課後の子どもの居場所づくりが非常に切実な社会的課題になってきていますが、そのなかでも対応が追いついていないのが、障害児の方々の放課後の居場所という問題です。こういう問題に対して、近隣に自治体で実績をもっていらっしゃる方々が新規のNPOを組織し、ここを受けるということで動かれたということでございます。ここは審議ではなく、ご報告ということですが、ご質問等がありましたらお願いいたします。この委員会からは、青木委員に審査に参加していただいておりますので、補足していただければよろしいでしょうか。

○青木委員

青木です、よろしくお願いたします。感想になりますが、利用団体の現状確認については、工夫をされながら皆さん取り組まれている印象を持ちました。山元町のコメントにもありましたが、当初の計画よりも、いろんな地域の方々とのつながりの中で、新しい取組が行われていて、非常に有効活用されている印象をもちました。ふるたいむさんについては、これまでの実績を基に、これからどのような展開をなされるか見守りつつ、ご経験を活かした形で 地域の方々のニーズに対応していただけることを期待しています。

○石井山会長

ありがとうございました。いかがでしょうか。ご意見、ご質問ございましたら。

○宗片副会長

ごくろうさまでした。やはり、白石に関してはなかなか決まらなかったのも、大変私たちがハラハラしたところでもありましたし、せつかくの施設ですので、何とか有効にお使いいただきたいということで、皆さんも事務局の方でもきつとお声がけいただいたのではと思ひまして、私も安心いたしました。設立したのが6月の団体ということで、その前の実績の評価をされて、拠点部会でも判断をされたのだというふうに思ひますので、内容についても大変評価のできる活動をされておられる方たちですので、よろしいのかと思ひれますが、ただ、この事業そのものについてなのですが、施設そのものも老朽化しております。最長では平成34年度まで貸付の期間というのがある施設もあるわけですが、この老朽化も含めて今後、この事業をどのように展開していくのか、継続をしていくのか、施設が増える可能性があるのか、他の何か選択肢などもお考えなのか、事業そのものは大変に有効

だと思っておりますし、このように安い金額で貸付をし、そこでかなり大幅な活動を展開しているNPOもいらっしゃるわけですので、大変有効な事業だと思うのですが、今後の事業の将来像というのでしょうか、そのようなところを事務局からお伺いできればと思います。

○事務局

この事業でございますが、6施設、お話のとおり、老朽化がだいぶ進んでおります。ですので、そんなに先は長くはない施設とはいえませう。今お貸しいただいている期間については、私どもの方で責任をもって貸付期間中はお貸しするような形で対応してまいりたいと思っておりますが、この事業をスタートしたのも、県の遊休施設を活用するという当時新しい事業だったのですが、これを呼び水といいますか、参考としていただきながら、できれば各市町村さんの方でも遊休施設を活用いただく中で、地域のNPO活動を支援するという流れになっていただければと思っております。今、現状、県の施設でさらに活用できる施設があるかないかというところでは、現状のところではないというところですので、この6施設が閉じたときには、という状況でございます。ただ、この拠点づくりの事業による効果というところも非常に大きいと思っておりますので、市町村さんの動きもみながら、県としてどういう風に対応していくか考えていくべきところかと思っております。

○宗片副会長

できれば、公共的な施設だけではなくて、民間の空き屋ですとか、そういったところも是非情報収集して、そういった場を活動拠点として活用できないかどうかというようなところも検討していただけるとよいかというふうに考えているところでもあります。

○石井山会長

ありがとうございます。確かに空き屋は非常に増えていますね。それをNPOが利活用するというアイデアは、私自身の発想にはございませんでした。しかし、この6つの施設の利用をみると、施設が老朽化して使えなくなったら、そのまま事業が無くなって良いとはできない事業がかなりあるということで、この間の実績をきちんと検証し、今後そうした方法も視野に入れて、活動の継続可能性を丁寧に検討することが必要な時期かもしれませんね。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

○猪股委員

猪股でございます。貸付期間が大体3年から5年に設定されているようなのですが、賃借継続に関する条件のようなものはあるのでしょうか。賃借者を、施設を選定するときにはいろいろな書類審査等々があったかと思うのですが、そのあたりのことについてお教えください。

○事務局

貸付にあたっては、諸条件があります。安定的に運営できる団体であるか、その事業自体がこの事業にマッチするものなのかというところが大きなところではあります。団体さんの意向にあわせて最大10年まで貸付期間を延長することは可能となってございました。仮に10年過ぎるとどうなるかというところ、リセットして、他の方と同じ土俵に立って手を挙げていただくということになります。そこで選ばれば実質的には延長ということになりますが、ルールとしてはそのようになっております。貸付期間がまちまちになっているのにお気づきになられたかと思いますが、団体さんの方でも借りる期間というのが必ずしも最大5年という期間、施設の耐用期間に応じて短くするということはありますが、すでに、その建物自体の取り壊しまでの話が先々出てくるだろうというところについては、それが近いところについては、貸付期間を短くするということで対応しておりました。ただ、実はそこが仙台市青葉区八幡の建物だったのですが、その取り壊し自体も延長になっている状態なので、貸付期間自体は短くなってございますが、今のところは取り壊しまでの話には至っておりませんので、期間とすれば、このままですと、また延長ということもあり得るかと思っております。

○石井山会長

よろしいですか。確認のみでよろしいでしょうか。

○猪股委員

確認です。

○石井山会長

いかがでしょうか。どうぞお願いします。

○松重委員

松重と申します。よろしく申し上げます。猪股委員の質問にちょっと付則するのですが、建物が老朽化されているところでNPOさんが利用されているということですが、実際、貸すときですとか、6号施設など、建物の修繕とかは県が負担されているということになるのでしょうか。

○事務局

簡単に言ってしまうと、基本的には今ある状態でお貸しするということなので、手を掛けていただくのは団体さんで負担いただくこととなります。ただ、建物の構造自体、それがいかんということになりますと建物自体がということになるので、そういう場合は県

が対応するという切分けとなっております。

○松重委員

実際、これまで1号から5号まで利用されているNPOさんいらっしゃいますが、自分たちでどれくらいの負担が生じている形になるのでしょうか。そこまで把握されているでしょうか。

○事務局

施設の具体的な金額は申し訳ございませんが、把握しておりませんが、ただ、施設の利用上、どうしても和式を洋式のトイレに変えなくてはならないとか、手を掛けている施設もございます。あとは、部屋の利用形態に合わせて、床を補強したりですとか、ということをしているという話は伺っております。

○松重委員

ありがとうございます。何を把握したかったかという、こういう使われていない施設を安価な賃料でお貸しするという、NPOさんとの資金繰りということでは役立つとは思いますが、実際入ってはみたものの、修繕費が非常に掛かるとかということで、家賃以上に負担が掛かっている現状ということであれば、こういう施設を貸すということ自体、もう一度考えるべき部分があるのかと思ったものですから、ご質問させていただきました。

○石井山会長

大事な指摘だったと思います。どうもありがとうございます。

事務局より補足はありますか。

私目線からの感想なのですが、本事業をめぐっては県の皆様は実にきめ細かに、やれる範囲で利用団体への配慮をされていらっしゃると思います。ただ、今、和式から洋式へという話もありましたように、バリアフリーに関するところでは、NPOで予算を組むことが困難な場合もあり、今後あらためて支援の基準を検討することが課題かもしれませんね。どうもありがとうございました。

今日のメインは、2以降ということですので、一旦議事を進めさせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。

では、議事の2番目に移りたいと思います。平成28年度民間非営利活動促進施策の実施状況について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局

平成28年度民間非営利活動促進施策の実施状況につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の資料2をご覧ください。

全部で7項目ございます。前回の委員会では、事業の対象がNPO法人だけなのか、公益法人等も対象としているのか分かる様に記載をとのご意見をいただいております。タイトルの後ろにNPO法人のみを対象としている事業については、その旨を記載してございます。記載のないものにつきましては、NPO法人に限らず、広く民間非営利活動を行っている団体を対象としているものとなっております。

なお、項目の6、7のほか、民間非営利活動を行っている団体も対象としている事業がございます。それぞれに事業の目的はございますが、民間非営利活動の促進に繋がる側面もございますので、参考といたしまして、別冊資料に3つの事業をまとめお手元に配布させていただきます。

資料には、地域復興支援課の「みやぎ地域復興支援助成金」それから「地域コミュニティ再生支援事業補助金」のほか、消費・生活文化課の「文化芸術の力による心の復興支援助成金」で採択された事業を一覧としたものでございまして、それぞれの事業の概略的なものもあわせて入れ込みさせていただきます。

NPO法人だけでなく、公益法人、一般法人など、数多くの民間非営利活動に取り組む団体が事業に取り組んでおられます。

それでは、資料2に戻りまして、はじめに、「1 特定非営利活動促進法施行関連事務」でございまして、これにつきましては、特定非営利活動促進法に基づき、NPO法人の認証・認定等の事務を行いました。

平成28年度の実績といたしましては、新たに認証いたしました法人数は7法人で、対前年比10法人の減となっております。また、新たに認定した法人数は3法人で、仙台市から転入1法人を加えますと4法人で、対前年比3法人の増となっております。

分かりづらいので、参考資料の1ページ参考資料①をご覧ください。こちらが、県内のNPO法人のみの認証数の経年で数値を整理した表でございまして、27年間度から28年末にどう動いたのかというところをより詳しく示したのが、表の※上段になります。増減一覧と記載させていただいております。県と仙台市の方と、権限委譲しております栗原市、大崎市の分がここに記載されております。県の方で見ますと、新設が9法人、転入が6法人、解散が4法人、転出が4法人で、差し引きの7ということになっています。仙台市は新設が10法人、転入が3法人、解散が14法人、転出3法人、認証取消が2法人で、マイナス8となっております。仙台市の認証取消につきましては、事業報告書が3年以上提出されていない法人さんについて認証取消をされたというふうに伺ってございます。認証につきましては、以上でございます。認定に関しましては、新たに認定した法人数は、4法人、このうち1法人は仙台市さんからの転入法人ということになります。対前年比3法人の増ということでございます。参考資料の1頁をご覧くださいながら、県内のNPO法人の認証数の推移を表している表ではあるのですが、認証された全体の数、28年度末としては、仙台市分と合わせて806法人、前年度末の807法人から1法人減ということ

になります。過去に前年と変わらない数というところも平成23年から25年というところもありますが、新しく設立された法人もあれば解散する法人もあつたりということで、プラスマイナスがありまして、たまたま減の方が上回った形で806法人になっているということでございます。なお、認定法人の数でございますが、19法人で前年度末の15法人から4法人の増ということになっております。

続きまして3ページの参考資料①-1をご覧ください。

前回の委員会におきまして、NPO法人数だけでなく、一般法人、公益法人の推移についても示せないのかというご意見をいただいております。

県内の公益法人数、一般法人数をまとめた表でございます。

平成20年の公益法人制度改革によりまして、それまでの民法上の社団法人・財団法人から、公益性の認定を受けた公益社団法人・公益財団法人あるいは一般社団法人・一般財団法人への移行をすることとされまして、県内の法人についても移行が進められてまいりました。民法上の社団法人・財団法人は、すべて、一旦、特例民法法人に自動的に位置付けられまして、平成22年4月1日時点では、特例民法法人数は、社団・財団あわせて316法人ございました。

そして、移行期限とされておりましたのが平成25年12月だったかと思いますが、そのあとの状況というところでは、平成26年4月1日の、公益認定を受けた公益法人は社団・財団あわせて144法人。一方、一般法人への移行認可を受けた法人で移行中の法人が147法人ございました。その316法人を足すと291法人ですので、差し引き差があるのですが、この差については詳細は把握してはございませんが、解散、あるいは合併なりでの部分もあるかと思っております。

移行法人とは、移行認可を受けた後、認可の際に策定します「公益目的支出計画」に従って、事業を実施中の法人であります。

この「公益目的支出計画」とは、公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために消費していくという計画で、公益目的財産額がなくなるまで、移行法人として行政庁の監督下におかれるということになります。

公益目的支出計画の実施について、認可行政庁の公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けて、行政庁の監督を受けなくなった法人数が、移行法人数からからどんどん減少しております。

一般社団・一般財団法人の数ですが、一番下の1行だけの表になりますが、法務局では法人数ということではデータを公表しておりませんでしたので、国税庁法人番号公表サイトのデータを検索いたしました値で示してございます。そのサイトのデータを当課が調べたデータということになります。7月末時点で両方合わせて872法人ございました。

残念ながら、サイトのデータでも、公益的な活動を行っている法人がどの程度あるかということまではサイトのデータからは把握できませんでした。

公益的な活動を行っている法人も含めて、民間非営利活動全体をいかにして把握していくかについては、引き続き課題とさせていただきたいと思っております。

続きまして、4ページの参考資料①-2をご覧ください。

こちら、前回の委員会におきまして、NPO法人の地域的な分布について何らかの形で示せないかのご意見をいただいております。

本資料は、7月末現在の、主たる事務所の所在地と主たる活動の種類で分布を示した表でございます。表中の1から20までの数値、活動の号数につきましては、下表の活動の種類を参照いただきたいと思います

主たる事務所の所在地で振り分けたものでございますので、法人がない市町村もあるように一見見えますが、複数の市町村を活動エリアとしている法人もございますので、データを活用される場合はご注意ください。

また、活動分野も主たるもの1種類で振り分けしてございますので、複数分野で活動している団体も多数ございます。あくまで参考と捉えていただければと存じます。

資料2に戻りまして、「2 宮城県民間非営利活動促進委員会運営」でございます。

県条例に基づきまして、民間非営利活動を促進するため設置運営するもので、皆様に御出席いただいております本委員会の運営がこれに当たります。

宮城県民間非営利活動促進計画、宮城県民間非営利活動促進施策等、民間非営利活動の促進に関する基本的な事項を調査、審議いただいております。昨年度は、8月25日に第1回を、3月22日に第2回を開催し、平成28年3月に改定いたしました基本計画に基づく施策の実施状況等についてご審議いただきました。

本日、新たな委員をお迎えしておりますので、事業との関連もございまして、ここで、簡単ではございますが基本計画の概要について、ご説明させていただきたいと存じます。参考資料20ページ参考資料②をご覧ください。

本県の民間非営利活動促進基本計画、第4次計画でございます。

本県では、民間非営利活動の健全な発展を促進する基本理念を定めた「宮城県の民間非営利活動を促進するための条例」に基づき、NPO活動促進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、平成12年10月に第1次計画を策定いたしました。その後、5年ごとに見直しを加えながら、平成28年3月に、取組状況や震災の影響等を踏まえて、引き続きNPO活動の促進を図るとともに、NPOと多様な主体との協働の一層の促進に向けて、本促進委員会においてご協議いただき、現計画を策定いたしました。計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間としてございます。

本計画では、対象を、NPO活動を「営利を目的とせず、自発的に行う社会的・公益的な活動」と定義し、NPO活動を継続的に行う団体を対象とするものとし、具体的には、N

PO活動を継続的に行うNPO法人、任意の市民活動団体、町内会、自治会等の地縁団体、公益法人、社会福祉法人、協同組合、一般社団法人等も対象に含まれることとしてございます。

計画では、NPOを取り巻く情勢を踏まえ、中程、上の方になりますが、第3章の1に挙げております6つの視点から基本計画を見直し、基本理念として「NPOと多様な主体の間に相互の信頼と協働をはぐくみ、社会の持続可能性を高める」を掲げ、2つの基本方針「NPO活動の促進」と「多様な主体とのパートナーシップの確立」に従い、施策の柱をそれぞれ2本立てております。

重点取組として、掲げております4点について特に配慮し、重点的に取り組むこととしております。

この基本計画に基づき、基本理念等を実現するために、取り組んでいくべき事業を第4章に記載しております。

以上が基本計画の概要でございます。

続きまして、資料2に戻りまして「3 みやぎNPOサポートローン」でございますが、金融機関との提携、協調融資方式によるNPO法人へのつなぎ融資制度でございます。

28年度は相談件数3件、融資実績は1件となっております。復興・被災者支援に取り組むNPO法人に対して融資されております。

続きまして、「4 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」でございますが、先にご説明申し上げましたとおりの状況でございます。28年度は6施設のうち、白石の第6号を除く5施設を貸付いたしました。

続きまして、「5 みやぎNPOプラザ」でございます。

みやぎNPOプラザは、NPOの支援と活動促進、NPOの社会的認知の拡大、NPOと行政のパートナーシップの確立などのため、県の中核拠点施設として設置運営してございます。平成17年度から、指定管理者制度を導入し、現在、「認定NPO法人杜の伝言板ゆるる」が指定管理者として、施設の運営管理に当たっていただいております。「杜の伝言板ゆるる」は、指定管理制度導入以来、継続してプラザの指定管理者として指定されており、現在4期目、平成30年度末までの指定管理をお願いしております。

参考資料の22ページ参考資料③をご覧ください。

プラザの昨年度実績と29年度の予定をまとめた資料となっております。

昨年度の実績につきましては、表の中程にございます「平成28年度実績」の欄をご覧ください。

はじめに、「1 施設管理運営業務」をご覧ください。

「(1) 施設及び機器の利用状況」、プラザの全体の利用者数を表したものでございますが、

情報収集・提供で利用者数が増えたものの、昨年度の利用者は、49,041人で前年度比2,449人減となっております。利用者が減少しました主な理由といたしましては、レストラン利用者数が回復しきれなかったことによるものでございます。

レストラン使用団体が平成28年3月に入れ変わり、営業体制も変わったことが要因と考えられます。

次に、インキュベート機能として使用いただいている事務室につきましては、大2室、中4室、小4室でございます。資料の室数に誤りがございました。申し訳ございません。正しくは大2室、中4室でございます。実績については、記載のとおりでございます。

同じくインキュベート機能として、常設の展示室、レストランがございますが、それぞれ記載のとおりの実績でございました。

次に（3）利用者懇談会でございますが、プラザのよりよい利活用を検討するため、利用団体と情報交換、意見交換を行いました。昨年度は9月と1月に開催しております。

懇談会では、事務室の使用期限を延長してもらえないか、プラザ退去後の活動拠点がなく困っているなどの意見、相談があったほか、利用団体が抱える課題、財源や人手の不足、世代交代といった悩みについても意見交換がなされました。

続きまして、2の（1）「みやぎNPO情報ネットの運用」ですが、27年度末にサイトをリニューアルし、スマートフォンやタブレットからも閲覧しやすいように見直しが行われ、トップページのアクセス数、ページビュー数ともに増加してございます。

情報発信件数は、登録件数で前年比1,753件増の16,130件ございました。

このほか、（2）の情報誌「One to One」を隔月、奇数月に計6回発行いたしました。

こちら申し訳ございません。誤字がございました。隔てるの隔でなく各々の各となっております。訂正させていただきます。

次に、「3 NPO運営の支援事業」の「（1）専門相談」でございますが、会計・税務相談のほか、認定NPO法人申請の相談、法律相談、法人設立や法人運営に関する相談を記載のとおり実施いたしました。この他、窓口や電話での相談計220件についても対応してございます。

続きまして、NPO活動の促進・団体の育成等に関する研修といたしまして、「4 NPO運営のためのマネジメント講座」、「5 NPOのための会計・税務講座」をそれぞれ6回開催いたしました。マネジメント講座は計145人、会計・税務講座は計135人が受講しております。

次に「6 行政職員向けNPO研修」ですが、行政職員を対象に、NPOを取り巻く環境や基礎的な理解を深めるため年1回春に開催しているもので、今年は5月に開催し、県及び市町村の職員54人が参加しております。満足度は80%を超える研修でございました。

「9 NPOと市民の交流事業」につきましては、みやぎNPOプラザ開館15周年を記念して、「市民社会への創造～未来を拓くNPOであるために～」と題しましてフォーラム

を開催いたしました。社会的課題が多様化・複雑化する中、これまでNPOが果たした役割や成果を振り返り、NPOが抱える課題を共有して、今後のどうあるべきかを考えるフォーラムで、定員を超える74人の方が参加されました。

「NPOの置かれている状況が確認できて良かった」、「悩み、問題意識を共有できた」、「公益の意識が高まった」など参加者からは評価をいただいております。

「10 県民のNPO活動促進」につきましては、市民活動サロンを10月と2月、計2回開催しております。これまで市民活動とは無縁だった、距離を置いていた市民も対象に、市民活動とは何か、NPOとはどんな組織かを知ってもらい、市民活動やNPOへの理解を促すとともに、市民活動に参画していただくきっかけとして開催いたしました。計48人の方に参加いただき、大変満足、満足の両方の評価を合わせると、平均95%と高い評価をいただいております。

以上のほか、表の下に参考表記させていただいておりますが、指定管理者の独自事業として、ご覧の取組も実施していただいております。

みやぎNPOプラザにつきましては、以上でございます。

続きまして、資料2の「6 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業」についてご説明申し上げます。

本事業は、NPO等が被災者と被災者、被災者と行政、被災者と支援者などを結び付ける絆力を活かして行う復興・被災者支援の取組に対する補助事業のほか、復興・被災者支援に取り組むNPO等の絆力強化に資する委託事業を実施しております。

平成28年度の実績といたしましては、補助事業の採択件数は14件、委託事業は3事業となっております。

参考資料の23ページ参考資料④をお開き願います。こちらが本事業の概要でございます。頁をめくっていただきまして、参考資料④-1補助事業一覧となっております。

28年度の採択された事業でございます。内訳は、NPO法人が10法人、一般社団法人が3法人ほかとなっております。

本事業による受益者アンケートの結果、「改善した」、「どちらかといえば改善した」と、何を改善したということになるのですが、取り組みにより設問が異なっておりまして、たとえば孤立感や不安感が軽減されましたか、という問いに対して、改善した、どちらかという改善した、という答えだとか、他人との交流が増えましたか、という問いに対して改善した、どちらかという改善した、というような答えだとか、改善した、どちらかという改善した、というお答えされた割合は、全体としましては、80.8%でございました。

25ページをご覧ください。こちらは委託事業の一覧でございます。

委託事業は、3件実施しました。1件目は、復興・被災者支援を行うNPO法人等が支援者や他の復興・被災者支援を行うNPO法人等と交流・情報交換することで、顔の見える

関係を築き、被災地での活動を継続していくための必要な絆力の強化を図る事業でございます。

2件目は、県内で復興支援や被災者支援を実施したNPO等を対象に、今後の支援活動の参考とするため、現在も活動している団体等の実態を把握するための調査を実施したものです。

3件目は、先ほどお話をさせていただきましたが、絆力事業を評価するため、受益者を対象としたアンケートを実施したものでございます。

各委託事業の概要につきましては、26ページにございますので、ご参照いただければと思います。

補助事業により、事業実施主体だけでなく、連携して取り組んだ団体を含めて、NPO等の絆力を活かした復興・被災者支援の取組支援で44団体、また、委託事業により、復興・被災者支援を行うNPO等の絆力強化による支援で39団体、合計83団体の支援につながっているという状況でございます。

次に、再び資料2にお戻りいただきまして、「7 NPO等による心の復興支援事業」についてご説明申し上げます。

本事業は、NPO等支援団体による被災者の心のケアや被災者自身が参画し、活動する機会の創出を通じて、コミュニティ形成等の支援をする取組に対して助成するものでございます。

採択件数は、28件でございましたが、うち1件が取り下げられましたため、実績としては27件となっております。

参考資料の28ページ参考資料⑤をお開き願います。こちらが本事業の概要となっております。記載のとおり27件で実績額は4,226万5千円となっております。

頁をめくっていただきまして、参考資料⑤-1補助事業一覧をご覧ください。

28年度の採択事業でございます。内訳は、NPO法人12法人、一般社団法人3法人、公益財団法人1法人ほかとなっております。

本事業により、NPO等支援団体に対して補助金を交付し、農業、水産業、ものづくり、子どもの健全育成・世代間交流、震災の記憶の風化防止、若者主体の地域活性化等の分野において、被災者自身が参画し活動するとともに、関係する地域住民等の参加を通じて、被災者が人と人とのつながりや生きがいを持てるような取組への支援を実施いたしました。本事業に参加された被災者は、応急仮設住宅居住者の方で延べ2千2百人、みなし仮設居住者の方で延べ6百人、災害公営住宅居住者の方2千6百人、避難元住民の方延べ4百人以上、避難先住民の方延べ150人以上で、このほか地域住民など1万6千人を超える方々を加えますと、2万2千人の方々にご参加いただいたという形になってございます。

本事業では、被災者のニーズを汲み取る現場目線の柔軟性、機動性といったNPOの強みを活かした取組が展開され、女性や子ども、高齢者等、多様な対象者のニーズに対し、

農業や水産業、ものづくりや交流の機会の創出等の多様な手法によって、被災者の主体性や、役割意識、居場所等を生み出すことに貢献し、NPO等の取組から自立して被災者自らが活動の運営を目指す例も見られるなど、被災者の心身のケアや孤立防止に一定の効果があつたものと捉えております

以上が心の復興の事業に関する説明でございます。

なお、「資料2」に記載はございませんでしたが、協働推進の取り組みといたしまして、「NPO推進事業発注ガイドラインに基づくNPO推進事業」の取り組み状況についてご報告申し上げます。

参考資料3 1ページ参考資料⑥をお開き願います。

本事業は、県の事業の執行において、NPOへの業務委託を促進するため、事業ごとに選定しているもので、NPOと県とのパートナーシップの確立を目指し、県の事業のNPOへの業務委託の発注手続きの適正化を図ろうとするものでございます。

平成28年度は6つの所属の、8つの事業が選定されておまして、いずれもNPO法人との契約に至っております。

1ページめくっていただきますと、参考資料⑥-1をご覧ください。

この表は、NPOとの協働の可能性のある補助事業や委託事業など、全庁で調査した結果です。これらの事業はNPOに限定されているわけではございません。実績を確認して、NPOとの協働がどこまで進められているのかということは、平成29年度の事業でございますので、今後、調査を進めていければと思っております。

以上、平成28年度の実施状況でございます。

○石井山会長

ありがとうございました。

多彩な事業を網羅的にご説明いただいたため、聞いている我々の理解が追いつかないところもあったと思いますので、ここから先は質疑で理解を深めたいと思います。事業全体からしてみると、県が直営でやっているところ以上に、様々な団体に御協力をいただきながら展開されている事業、とりわけ、みやぎNPOプラザについてが非常に重要なところだと思います。これは、ゆるるさんが実際に担ってらっしゃって、今日は堀川さんが来ていただいておりますので、後で補足をお話いただければと思います。

まずはいかがでしょうか。質問を受けたいと思います。

○中川委員

みらいサポート石巻の中川です。いくつか質問させていただければと思います。まず、プラザさん、ゆるるさんなのですが、レストランで回復しきれなかったということなのですが、29年度もたぶんレストランは入れてないかと思うのですが、29年度はどうなのかというところを教えてくださいたいのが一つ。それから、各事業の方ですけれども、まず

絆力の補助と委託で、29年度の委託がないので、それは事業自体がないのか、リストがもれているのか、もしあれば教えていただきたいというのがあります。絆力で昨年度委託で380万円というのは、2月、3月しか活動していないのに、この金額は何か分からない部分があるので、もう一度、前回も同じような質問をしたのですが聞かせていただきたいなというところがあります。それから、私が何回も言っている成果の部分に入ってくるころなのですが、別冊を、今回ご準備していただいております。この課以外の地域復興支援課さんがやっている部分には金額が載ってなくて、共同参画社会推進課がやっている部分には全部金額が載っているというその理由がわかれば教えていただきたいということと、先ほど、丁寧に、成果の部分で、満足度というところで紹介いただいたのですが、補助事業、委託事業にリストのそれぞれでどうだったのだろうということ。私自身、心の復興事業を復興庁さんから補助いただいているのですが、なぜ心の復興事業なのに、何人来たのですかと聞くのですかと。心の復興がどう起きたのかを実は報告書に書くところがないのですね。宮城県さんとか被災自治体からは仮設に何人来ましたとしか問われず、有名人が来て仮設に100人来てもらったらよい事業だ、ということになり、何人も来た方が契約金額も増やせるという仕組みの部分もあって、これをこのままずっと続けては、私としては歪な事業になってしまうのかなあ、と思っております。たくさん質問してしまって申し訳ないのですが、いくつかまとめて回答いただければありがたいです。よろしくお願いいたします。

○事務局

まず、1点目のレストランの回復状況なのですが、これにつきましては、29年度事業でお話させていただくこととしていましたが、先にまずお話をさせていただきます。回復してきてございます。スタートした当初は、やはり就労支援の事業者さんでしたので、なかなか慣れずにある程度絞り込んだ営業態でしかなかったということですが、今はもう、数が回復してきてございまして、資料3にあるのですが、5番のみやぎNPOプラザのところがございます。7月までの利用者数の総数17,408人でございます。対前年度同期比で519人の増ということで、28年度に比べると増えてきているという状況でございます。まだ、完全に業者さんが入れ替わる前のレベルまで達しているかというところ、そこまではいっていないところはございますが、大分近づいてきているというような状況でございます。それから、2点目の絆力の委託事業でございますが、29年度の事業はまだ委託事業の方が進めている状況なので、後ほどご説明させていただくところでございましたが、未だ手続きを進めているところでございます。どういった事業かというところははっきりしてございません。ただ、28年度の方につきましては、参考資料の25頁の方にありますが、3月に実施したいたものなどは、絆力を活かした復興支援業務ということで、1番の項目になっておりますが、これの実績につきましてはその裏にございまして、この中の取組の1, 2, 3です。これが先ほどお話をしていた部分になります。3月のものはリフ

レッシュ研修かと思いますが、半ほどにありますとおりで、実施させていただいております。後ほど参加人数についてお伝えしたいと思いますが、その他復興に向けた絆力強化フォーラムということでせんだいメディアテークで開催しております。そういったものが含まれたものが380万円の委託事業となっております。この中には、取組1にありますような女川、気仙沼で実施した多様な主体、NPOと企業が一緒に参加した円卓会議という形での企業との取組事例の共有とかを実施してございます。それから、成果の補助事業の金額ですが、大変申し訳ございません。これは、公表されているデータをそのまま活用させていただいておりますので、各課の方で、若干、公表の仕方が異なっているためにそうなっているもので、わざわざ金額を消したとかそういうことではなく、公表されているものをそのまま活用させていただいているので、なくなってしまったのですが、金額等については、それぞれ精査がなされたものの金額がわかれば、後で情報提供させていただくというような形で、次回以降にさせていただくということによろしいでしょうか。

心の復興ですが、中川委員がおっしゃいますとおり、人数だけで評価というのはどうなのかという部分はあると思います。ただ、人数も、いろいろな取組がある中で、本来の目的である被災者の支援というところにも関わらず被災者が全然入っていない事業では、本末転倒なので、そこを確認するための数値であると思います。実績にその人数がある程度あるということは必要かと思いますが、効果して、被災者の方々の心の復興にどうつながっているのか、どう効果があったのかというところは非常に大事な部分だと思います。私どもの方で実績報告で確認させていただいた内容で、ざっくり先ほどお伝えさせていただきましたが、こういった効果もありましたということをお話させていただいてはいるのですが、今の心の復興の制度はおっしゃるとおり、成果の出し方としては統一的になっているというところがありますので、ただ、今後、今29年度に走っている事業につきましては、また事業者からの実績の状況など確認させていただくときに、効果がしっかりと被災者の心の復興につながるような事業になっているかかどうかというところをヒアリングなどでお聞きしながら、事業の成果を確保するような形で進めていければなと思っております。現状で、国の方で定めたもの以上に、またいろいろとお願いすると逆に負担に思われるところもあるので、そういう難しさもあるのですが、それをバランスをとりながら、しっかりと宮城県としてこの事業の成果が得られているかどうかというところの確認を進められるようにしていきたいと思います。以上でよろしいでしょうか。

○石井山会長

ありがとうございます。エビデンスを過分にNPOに求めると負担過重になりかねないという問題があり、バランスが難しいポイントかと思います。また、そもそも単年度で「心の復興」のエビデンスが現れるのか、長期的にとらえられなければならないという側面もあるかと思います。中川委員はじめ皆様には、どのような表記まで求めることが、適切な評価、診断につながるのか、その具体のご提案を含めて出していただけるとありがたいと

思います。この点で、今の段階で追加のご意見をいただけますでしょうか。

○中川委員

私が今パッと出てきたのは、心の復興事業でこういうことを目指してますということがわかるので、数字で報告するのはもう決まっているのですが、月報とといいますか、スタッフ一人一人が書かされる紙があるので、その裏に、本人として今月どこまで出来たかを書いてもらうようにしているのです。それを必ずうちは出しているのですが、本人なりに心の復興になったのかを必ず毎月考えてもらって、私なりの心の復興を見出せたというのを毎月毎月書いてもらっているのですが、うちだけ書いてははすごく勿体ないですし、こういうことを求めていますと仕様書にこれを求めていますと書いているのに、復興庁さんはその報告を求めているのは、すごくアンバランスなことになっているので、それを皆に書いてもらえばよいだけではないかと私は実は内心思っているのです、ここで提言させていただきます。

○石井山会長

ありがとうございます。これは外部評価のためにだけではなくて、各事業所というかNPOが、スタッフ相互でどういうことをやっているのかということ共有したり学習したりする時にも良い方法かもしれませんね。ありがとうございます。その他いかがでしょうか。昨年度の実績についても、ご意見があればお願いします。

○宗片副会長

毎年報告を受けていながら、もっとはっきり確認をすれば良かったと思うのですが、補助事業や委託事業というのは、同じ団体が何年か継続して応募し、採択されているケースはあるわけですよね。その場合、もちろん内容というのは1年で完結するものでなく内容の幅が広い、深い事業を応募している団体もあるわけですから、1年だけでなかなか結果は出ないだろうなというものもあるわけですので、継続して応募することは構わないのですが、そのときに、同じ団体が継続して応募する、それは何年までとか制限があるのか、あるいはかなりハードルを高めていくのか、そういったあたりの条件付きというのはあるのでしょうか。

○事務局

当然、例えば、絆力事業ですと、絆力強化につながるものとして、さらにその活動をどう発展させていくのかという次年度の計画、そのあたりの考え方とか、そのあたりをお伺いする形で補助事業を発展させつつ、ただし、NPOさんとして補助事業がなくなったあとそれをどうするのか、どう継続していくのか、しっかりと考えていただかなくてはいけなくて、そのあたりを中身として見てはいるのですが、ただ、補助事業としては、手が上が

った中から良いものから選んでいくようになりますので、それが昨年度採択されたので、その他にしようということではなく、その事業そのものの評価で判断しています。そういう意味では、結果的に毎年受けてらっしゃるところがある形になっているところもありますが、昨年受けたところを除外することも特段ないですし、逆にそこを優先することも無いという採択の仕方をしております。絆力事業の方は、前年度と全く同じような事業では駄目でしっかり発展させていなくてはならないというルールがございます。

○宗片副会長

そうですか。それを大体事業の中で、こういった発展形になっていくとか検証しながら採用するというプロセスは踏んでいらっしゃる。

○事務局

申請書の段階で、手を挙げていただいた段階で、それが昨年度の焼き直しではないかどうかという見方はしております。

○宗片副会長

たとえば内容が大変膨大なもので、1年間では完結が難しいというときに、3年間は継続して採用するという事はないですね。

○事務局

残念ながら、単年度で採択なので申し訳ありませんが、そういう形で運用させていただいております。

○宗片副会長

わかりました。ありがとうございます。

○石井山会長

ありがとうございました。その他いかがでしょうか。

プラザ運営については、今から3つ目の議題で、今年度の進捗状況もご説明いただきますので、そのあとに補足をしていただくということにいたしましょうか。

この段階で確認したいことがある方もいらっしゃると思いますが、今年度の進捗状況のご報告をさせていただいた上で、議論にしたいと思います。

では、議事の3番目に入ります。

平成29年度民間非営利活動促進施策の実施状況について、事務局よりご説明をよろしくお願いいたします。

【議事3】

○事務局

平成29年度民間非営利活動促進施策の実施状況につきまして、ご説明申し上げます。事業が基本計画でどの様に位置づけられるかを示した資料を作成しております。参考資料21ページ参考資料②-1をお開き願います。

基本計画と関連する事業を一覧表として取り纏めたものでございます。平成29年度は、新計画の初年度である平成28年度からは大きく取り組みは変えてございません。引き続き昨年同様の取り組みを進めていくことを基本としながら、必要に応じて見直しを図っていく年としております。

ただし、新たな取り組みといたしまして、太字で記載しております「ソーシャルビジネスネットワークの構築に向けた関係機関との連携」と「プロボノワーカー登録制度立ち上げのための調査・検討、プロボノ普及拡大に向けたセミナーの開催」に取り組むことといたしております。

それでは、資料3に記載の1から8までの項目につきまして順をおってご説明申し上げます。

はじめに、「1 特定非営利活動促進法施行関連事務」でございますが、7月現在の状況といたしましては、認証法人数は814法人、認定法人数は20法人となっております。参考資料1ページ参考資料①をご覧ください。

ページの最下部に、増減の内訳を記載してございます。

それから、ここで、法施行関連といたしまして、対応中の事案ではございますが、それにつきまして情報提供させていただきます。

法人に対して市民への説明要請を行いました事案でございます。

参考資料①の3、5頁をお開き願います。団体は、石巻・田代島しまおこし隊という団体でございます。7月6日に部長名で市民への説明要請をいたしました。内容でございますが、簡単にご説明申し上げます。外部からの情報を受けましたのと、法人から提出された事業報告書を精査した結果、また、法人関係者から直接聴き取りした結果、確認された事実について、法人に対し市民への説明要請をいたしました。それが記以下のところに記載してございます。確認した事実で4項目を掲げてございます。一つ目は法人の事務所に、事業報告書等、事務所に備え付けられていなければならないとされているものが、備え置いていないということ、2番目は、正会員が総会の招集を受けた認識がありませんでした。これは、裏の頁に法第14条の4、社員総会の招集通知ということが義務付けられております。これに違反するおそれがあるということで説明を求めました。3項目目は、事業報告書に記載の固定資産について、法人所有としての権利関係が不明な点がありまして、これについて説明を求めました。4項目目は、法人の名称で行われている、田代島しまおこしプロジェクトなるものへの募金活動が行われておりまして、これを特定の法人会員が統

括しており、集められた募金は、その法人で管理され、このしまおこし隊に入金されていない、ということが確認されましたのでそれについての説明を求めた次第でございます。これに対しまして、法人側からの回答は、8頁以降になります。法人から届いた回答文書そのままです。これが8頁から19頁までございます。こちらで投げかけました質問項目、全部で4つございましたが、それに対してどう回答してきたかということですが、前段の方でいろいろと語られているのですが、説明事項に直接回答している部分に飛ばさせていただきます。14頁の方に、まず1点目の書類の備え付けのことについて指摘していましたが、それに対しては、書類の備え付けを怠っておりましたという回答がございました。それについては、書類の備え付けを既に改善しております、と回答いただいております。2番目の項目、正会員が総会の招集を受けた認識が無いという点に関しては、ここに7月6日現在において総会が行われていなかったことは相違ございませんということがございますが、そうすると事業報告書は何だったのかということにもなります。法人としてもこういう回答をしております。次の15頁の方の3番にございますが、固定資産のことに關しての疑義に關しての質問ですが、これに關しましては、しまおこし隊では固定資産を保有しておりません。と、誤って、報告しておりましたという内容できております。それから、16頁にまいりまして、募金活動の件につきまして、これについても確かにしまおこし隊に入金はありませぬということで、返答がきております。そして、その実態は、どういふことであつてゐるのかということ、ずっと説明をいただいております。この内容に關しまして、私どもの方も、まだまだ確認しなければならないということもありますし、すでにここは直してもらわなければならないと、はっきり結論が出てゐるところもあります。募金活動につきましては、他の県から、いろいろと私どもの方に照会がきております。こういう団体は本当にあるのか、という住民からの問い合わせです。それが沖縄県とか、関西の方からだとか、いろいろと問い合わせがきてございます。何でそんなつてしまふのか、というところは初めはわからなかつたのですが、チラシの方に記載されてゐた募金活動する際に配られてゐたチラシに書かれてゐた住所なりが法人の住所と違つてゐるのでおかしいのではないかと思ひ電話した、という話もありました。それはちょっと変な話で、法人さんの方に確認をし、進めていつた中で、こういったことが私どもの調査の中でも出てきて、今法人に対し、市民への説明要請をしてゐるという状況です。

この後、法人からこういった回答がきてありますが、次のアクションを県の方でとつていくことを考えております。これに關しては、この場でちょっと申し上げにくい話になりますので、これに關しては、どういふ対応をするかはこの場では発言申し上げませんが、この件につきましては、引き続き、市民の方々のご懸念されることが払拭されなければならないと思つておりますので、法人に対して、適切な説明を求めていくながら、しかるべき対応をとつていくべきなのかなと思つております。法人法施行事務の關係でございませぬ。

資料3に戻りまして、「2 宮城県民間非営利活動促進委員会運営」でございませぬ。

本年度は本日が第1回の開催となります。第2回は3月に開催予定としてございます。

「3 みやぎNPOサポートローン」でございますが、現時点で、融資実績は残念ながらございません。引き続き、各種媒体を活用したPR、補助採択事業者等へのダイレクト通知などを行って活用を図るように進めてまいりたいと思います。

なお、提携先の金融機関の方とは、このサポートローンについて、より利用を図られるようにどういう部分を改善していけばよいのか、というところを昨年くらいから問題提起しておりまして、引き続き今年度も検討を進めていく予定としてございます。

「4 県有遊休施設等の有効利用によるNPOの拠点づくり事業」でございますが、先にご説明申し上げましたとおりですので割愛させていただきます。

続きまして、「5 みやぎNPOプラザ」でございます。

7月末までの利用者数は17,480人で、前年同期比で519人の増となっております、レストラン利用者が回復してきたことによるものでございます。

参考資料の22ページ参考資料③をご覧ください。

先ほどご覧いただいた表でございますが、表の右端に平成29年度の予定を記載してございます。実施回数等は大きく変動はございませんが、「民間非営利活動に係る調査研究業務」について、指定管理者と県との間で協議をしながら、テーマを決定することとしております。

資料3にお戻りいただきまして、資料3の「6 NPO等の絆力を活かした震災復興支援事業」についてでございますが、参考資料の23ページ参考資料④をお開き願います。

今野状況といたしましては、こういった状況でございます。昨年度からの継続事業となります。本年度の応募件数は22件あり、選考の結果14件を採択してございます。委託事業についても本年度充分見直した上で実施予定です。

27ページをお開きください。参考資料④-1平成29年度の補助事業一覧です。

次に、再び資料3にお戻りいただきまして、「7 NPO等による心の復興支援事業」についてご説明申し上げます。

参考資料の28ページ参考資料⑤をお開き願います。

本事業につきましても、昨年度からの継続事業となります。本年度の応募件数は31件あり、第1回採択分で19件、交付決定予定額は34,158千円を予定してございます。

再び資料3にお戻りいただきまして、「8 NPO活動推進事業」でございます。

こちらにつきましては、記載のとおり、多様な主体との連携の構築によって多様化する社会的課題に対応するため、企業、NPOなどに所属し、マーケティングなどの様々スキルをもった方と、NPOをマッチングしまして、NPOの運営基盤強化を図ろうとするものでござい

す。

29年度につきましては、プロボノ普及啓発セミナーを10月18日に開催することで予定しております。参考資料の⑦35頁をご覧ください。期日は10月18日で、県の分庁舎になります。県内に所在を置くNPO法人とボランティアに興味のある県内企業、団体に勤務する方々を参加対象としまして、プロボノの普及啓発を図りまして、来年度具体の事業の本格的な実施に向けたきっかけとさせていただきたいと思っております。

別にお配りさせていただいております、みやぎソーシャルビジネスネットワークの関連をこの場でご紹介させていただきたいと思っております。右片に記者発表資料と書いております資料になります。みやぎソーシャルビジネス支援ネットワークということで、8月23日、ここにいらっしゃる松重さん、堀川さん、ゆるるさんにも参加していただいて、せんだい・みやぎNPOセンターの青木さんを含め立ち上げさせていただいております。構成員につきましては、宮城県、仙台市さん、東北税理士会宮城県支部連合会、宮城行政書士会、ゆるるさん、せんだい・みやぎNPOセンターさん、日本政策金融公庫さん、という7機関で、県内におけるこのネットワークが相互連携して様々なイベントの企画運営とか各種対応などを通じて、その地域間での解決や東日本大震災からの復興に取り組むソーシャルビジネスに、これから取り組もうとされる方々を積極的に支援していこうと立ち上げたものです。この立ち上げの記念として、シンポジウムを開催することとしておりまして、今月、16日に、プラザを会場としまして、開催することとしてございますので、もしお時間が許す限り、できれば参加いただければと思っております。後にソーシャルビジネスネットワークの概要、今回開催するチラシを付けてございますので、ご参考にしていただければと思っております。私からは説明は以上でございます。

○石井山会長

ありがとうございます。ここも多岐にわたる内容のご報告でした。基本的には第4期の計画に基づいた前年踏襲型の内容ではあるわけですが、今年の踏みだしのポイントとしては、一つはプロボノ、ソーシャルビジネスネットワーク、収益を上げる事業をめぐって、連携をつくりあらたな踏みだしをめざされている、そこがポイントとなった今年度の進捗状況ということだと思います。

加えて、事件が一つ報告されました。全国から寄付を集めている団体があるけれども、どうも調べていくと胡散臭い。果たして大丈夫なのか、という趣旨の問い合わせが県に寄せられたことに対し、県としてもできるだけ是正や、情報公開を勧告している途上ということで、その進捗状況のご報告もいただきました。

いかがでしょうか。今日は、結構時間が押しておりますね。限りありますが、できるだけご意見をいただきたいと思います。

○渡邊委員

渡邊でございます。

3点あるのですが、今の石巻の法人ですが、NPO法が改正されて、貸借対照表の公表が義務化されていると思います。自宅住所ということなので、閲覧は無理だと思いますので、是非、内閣府のポータルサイトが利用しやすいと思いますので、是非公開していただくようお願いしていただきたいと思います。

続きまして、プロボノですが、資料の35頁の開催要項を拝見して思ったのですが、プロボノということだと、対象者が、ここに書いてある方々だと思うのですが、平日2時からという時間帯にどういった方が参加できるのかなというのが、疑問に思いました。大体の働いている方はこの時間はお仕事をされていて、ここに参加される個人の方や社会人の方がどういった方なのかなと思います。難しいかと思いますが、土日や平日の夜、夕方くらいからだと、より多くの方が参加できるのかなと思いました。

最後に、絆力と心の復興の件で、提案も良いですとおっしゃっていただいたのですが、やはり、実施期間が単年度である中での質のところですが、NPO側としては、データをとるとか、自分たちの活動のニーズがどこにあるだろうという形と、やりたい事業を、継続していくための継続性を模索するために、こういった助成金であったり補助金とか委託とかいただいてやると思うのです。ですので、エビデンスをとるという作業は、不可欠にさせていただいた方がその事業の継続性が見えてくると。うまくいなくても、そこをまた次の活動につなげられるでしょうし、心の復興というのは、先ほど中川委員が言っておられましたが、数字で計れないところは多いと思うのです。是非そこを拾っていただくのが、この事業の良さだと思います。現場に一番近いところで活動されている方の、声を拾えるような形でご指導いただくのが良いかなと思ったので、数が多いですが、中間報告を出していただくとか、ヒアリング、コミュニケーションをとっていただくと、団体の方も質問しやすくなりますし、相談もしやすくなると思いますので、よりよい事業になっていくのかなと、思います。よろしく申し上げます。

○石井山会長

ありがとうございます。今のようなご発言を聴いておくと、予定の時間で終わらないとならないことが勿体ないという思いも湧きます。若干だけオーバーする可能性をご容赦ください。ただ、定時にお帰りにならなければならない方については、そこはせきとめないということで、進めさせていただきたくします。是非、ご意見、もう少し皆様いかがでしょうか。よろしくおねがいします。

○堀川委員

みやぎ NPO プラザの堀川でございます。先ほど、レストランのお話がありましたが、レストランが、違う団体になって昨年度から運営しているわけですが、団体の運営方針とか、狙いは就労支援です。お客さんが増えることだけが成果の指標ではないというふうに思っ

ております。そのあたりは組織基盤の強化であるとか、別のところでも、しっかりと、プラザとしては団体さんと評価をしていきたいなというところがございます。過去の議事録を拝見した中で、圏域の支援拠点、中間支援組織や支援センターの人材育成が課題であるとありましたが、28年度から指定管理が4期目になりまして、27年度までが支援センターの研修であったり情報交換であったりと、仕様書の回数が3回であったものが、昨年度から1回になったということがございます。私たちの指定管理者として努力はしていかなければならないというところはあるのですが、やはり限度がありますので、底上げを図っていききたいということであれば、是非、今後指定管理者を募集するなかでご配慮いただきたいと思うところがございます。

確認と教えていただきたいところがあるのですが、サポートローンなのですが、おそらくですが、現場にいますと、NPOの方は、このサポートローンの存在をご存知ない方がほとんどではないかと思えます。今月、法人で発行しておりますフリーペーパーのバックページで、9月号で、広告という形で掲載させていただいているのですけれども、やはり、窓口にいらした方に紹介できるようなチラシであったりパンフレットがあると相談でお渡ししたり、講座で配ったりということが出来ますので、そういったところをご配慮いただければと思います。

こちらをお願いにはなるのですが、認定NPO法人がまもなく更新時期を迎える法人が増えている中で、私どもでも支援をしていきたいと考えているのですが、是非宮城県で個別指定の条例を整備するということは、すぐには難しいかもしれないかもしれませんが、やはり前ほど震災直後よりは寄付を集めるのが非常に難しくなっている中で、個別指定の条例は、NPOにとっては、非常に欲しいというところがございますので、是非ご検討をお願いしたいと思います。

○石井山会長

ありがとうございます。大事なご意見ばかりでした。その他いかがでしょうか。

○青木委員

市民への説明要請についての情報提供いただきましたけれども、実は当センターにも、この件に関して、外部の方から意見を求められているところがあります。回答は控えていまして、今日の委員会もふまえて、何か情報があればと思っておりました。事実確認なのですが、県からは7月6日にご通知を出され、「外部からの情報提供を受け」とありますが、これは複数の方からの情報が県の方にあったということなのではないでしょうか。先ほどの寄付の関係の問い合わせ等々と、そのあたりの情報も含めての外部からの情報提供ということだったのか、またいつぐらいからお問い合わせがあったのか、教えていただければと思います。

○事務局

情報提供につきましては、もっとも早い段階、ただ、まだそのときは、今回のような内容まで把握しているということではないのですが、昨年度の9月にまず田代島にお住まいの匿名の方からこういう団体が来ているのだが、ということでお電話があったということです。ご心配をされている様子で、ただ、いろいろな噂というか、そういったものも情報としてもってらして、法人さんが、その方曰く、法人さんが宗教団体に絡んでいるようで、心配だという趣旨のお電話です。それから、昨年度の秋から暮れにかけて、沖縄県の方から、何回か、戸別訪問で募金活動に来ている、この団体が本当に存在しているのか、というお問い合わせが複数回ございました。これは、沖縄の消費生活センターさんからも問い合わせがありました。個人の方が消費生活センターさんにお問い合わせをして、消費生活センターさんからこちらへ問い合わせがきた、ということです。そういったことで、そういう情報が複数件入ってくるということは、少なくとも一人ではなく複数ある訳ですから、募金活動の仕方に何がしか問題点があるのではないかとということで、法人側に対して、どうなっているのか、ということで、お問い合わせをして、確認を進めていったというのが最初になります。あと、その後に、ご存知の方もいらっしゃるかもしれませんが、某週刊誌で田代島が大変なことになっているということが扱われていたり、ということもありませんが、こちらの方としましても、事実確認をよりしていきたいと思っております。ただ、どうしても、私ども行政の立場からすると、NPO法自体が、NPO活動を極力行政側が干渉しないとか、自由に活動していただくための法の作りにもなっておりますので、あまり確証のないことといたしますか、材料が無くむやみに立入をしたりということは、なかなかできないという形になっておりますので、法人さんの方ともいろいろと話をしながら、今のところ、こちらから現場にお邪魔するのも応じていただいているという状況ですので、引き続き確認を進めていきながら対応をとっていきたいと思っております。また、新しい情報がありましたら情報提供させていただきたいと思っております。

○青木委員

ありがとうございます。法律に沿いなら、本来、情報公開や市民への発信という部分は、NPO法人を選んでいるのであれば、自らすることが先決だと思います。所轄庁からの事実確認や情報公開については積極的に団体に伝えていただければと思います。私どもでも、市民、民間から、事実即して説明責任を果たすことを促すよう、お問い合わせに対してはお答えできると思っております。事実確認の部分でまたお問合せさせていただくことがありましたらよろしく願います。

それから、今年度の事業内容の部分で、施策の柱の2で、重点取組ではないのですが、地域コミュニティや震災復興のネットワーク記載のところですが、各種事業が予定されてはおりますが、自治体や町内会等々で、いろんな機会と資金を活用しながら、地域の方々の絆

づくり、繋がり作りに取り組まれているかと思いますが、なかなかそればかりでは、思うように展開が難しい中で、既存の団体や近くにNPOがあるところもあれば、なかなかテーマ別のところが繋がりにくいところの地域もあるかと思いますが。そういった部分で、こういった事業になる前段階のこういった機会や、逆にいうと、事業に対する資金の活用の仕方というか、そういったものが、何が必要なのか、何ができるのか、関連する人たちの情報共有の機会というか、そのあたりがおそらく地域地域のところで密に行えることも、一つ前に進めていける機会になるのではないかなと思っております。

当センターも、多賀城市で、復興公営住宅の関係所管の方々や社協、多賀城市市民活動サポートセンターも含めて、定期的な情報交換の機会なども持たせていただいています。いずれにしても、時限付ということになるかと思しますので、支援事業の内容とか作り方、その部分で情報交換をしていただきながら、この先の事業展開のところで、県での検討や役割としてできることがあれば意見を吸い上げていただければと思います。抽象的な意見で恐縮ですがよろしく願いいたします。

○石井山会長

どうもありがとうございます。1委員として私もひとつ意見を言わせていただきます。参考資料20頁②に、基本計画第4次の概要があるのですが、この第2章、NPOをとりまく情勢3(4)社会的包摂のためのNPOという項目があります。それに関わる意見です。ここに関わるような踏みだしもこれから大事ではないかということが、私の言いたいことです。

今回、プロボノやソーシャルビジネスといった踏みだしが新たに計画を基につくられたということは結構なことだと思うのですが、それと同様に大事にしていきたい視点が、この計画づくりに参画した立場からいうと、この社会的包摂に関わることではないか。諸事情から社会からこぼれ落ちそうなおられる方々を社会にきちんと組み込もうとする、そういったことをめぐる動きに新しい展開があるように思います。

例えば、この仙台では数年前に、これまで宮城に一件も存在しなかった夜間中学をボランティアで組織しようとする動きが現れ、学齢期に学ぶことができなかった方たちのための学校を、サポートセンターなどを拠点にしながら今やっているわけなのですが、蓋をあけてみると、現在、登録者数で40名を超える方が実際学んでいらっしゃる。現場ができることによって、そういった人たちの存在が顕在化する、そういう動向があります。

また、「こども食堂」の広がりも顕著です。様々なところでできあがっています。そうした事実をつくっていらっしゃる方々は、例えば医師であるとか、寄付者としては、お寺が尽力されていらっしゃるとか、これまで我々があまり想定していなかったアクターが参加して、困難な人々の日常を支える仕組みをつくっていらっしゃる。

一方で、こうした取り組みをされていらっしゃる方々が、活動のために公共施設を借りる際、

有料という条件であったり、他団体との公平さが過度に求められて会場確保に困難が生じる場面もあったりする、という事実もあるようです。

そうした新たな動向を視野に入れながら、どうすればそういう人たちが活動を広げやすい条件を作っていけるのかということが、非常に大事な検討課題であると思っております。この計画では、この3の4の社会的包摂という理念が大事にされていることを皆で思い出せればと思う機会が最近多いものですから、そのことを発言させていただきました。

最後のあたりで、様々大事なご意見をいただきました。そこに対して県からコメントをいただきたいところもあるのですけれども、お時間がきておりますので、本日はここまでとさせていただきます。ご意見がどのように活かされていったのかは、次回以降、皆で確認できればと思います。

○中川委員

石巻の説明された件なのですが、この団体さんに対して一つと、全体に対して一つあるのですが、一つはやはり、公告をしていないという話と、NPO法人という名前を使ってやっているということは、明らかに違法状態、10万円と20万円、50万円という過料が設定されている事実が確認されていることで、改善命令というのがふさわしい事態なのではないかな、と私は思います。宮城県はいえないと思いますが、それをやらなかったらいつやるのかということだと思えるのですね。あとは、全体的な話です。NPOの自立と発展を支援しますということ、おっしゃったように本当はNPO側がやらなければならないことをやれていないときに、その公告義務というものがあって初めて法人が成り立っているのに、そういった違法状態のところ委託を出す、補助を出す、ということがないように、例えばここに並んでいる補助金、委託のところは決算公告していない団体に出していく、今すごく出ています。一般社団法人は、設立して、全部公告しなきゃいけないのに、公告していない一般社団がたくさんあるのですね。そういう人たちにはもう出せませんというような形で、お互いルールを守りながらやりましょう、というのも、この非営利活動活動促進の大きなテーマではないかと思います。私たちもその一つということで、そういう方向性になればというふうに思います。最後に述べさせていただきました。ありがとうございます。

○石井山会長

ここまでで、今日は時間切れということになります。また、議事録チェックをしていただきますので、是非ご協力をよろしくお願ひしたいと思います。

「その他」が後残っておりますが、ございますか。無いということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。議事はこれで終了とし、マイクを事務局に戻したいと思います。よろしくお願ひいたします。

○進行

石井山会長、長時間に亘りまして、議長をお務めいただきまして、ありがとうございます。
また、委員の皆様には、様々にご意見をいただきましてありがとうございます。
最後に、事務局の方から委員の皆様にご連絡がございますのでよろしく願いいたします。

○事務局

本日は、本当に熱心にご討議いただきましてありがとうございます。時間の配分がこちらでもうまく出来ませんで、大変申し訳ございませんでした。いただきましたご意見は、これから検討させていただいて、参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。それから、1点、お願いでございますが、皆様の任期が11月末までとなっております。私どもといたしましては、今回新任の委員さんもいらっしゃいますし、是非続投をお願いしたいと思っておりますので、個別に、お話をさせていただきますけれども、是非とも、ご協力をいただければと存じます。よろしく願いいたします。それから、公募の委員におかれましては、再度公募いたしますので、ご検討いただければと考えております。ご都合の許す範囲でお願いいたします。以上でございます。
本日は、大変ありがとうございました。

○進行

以上をもちまして、平成29年度第1回宮城県民間非営利活動促進委員会を終了いたします。本日は誠にありがとうございました。

